

新旧約款・特約対比表

■ Disney store Gift Card 利用約款

改定前	改定後
<p>本約款は、株式会社ジェーシービー（以下、「当社」といいます。）が発行する Disney store / shopDisney Gift Card および Disney store / shopDisney プリペイドサービスについて規定するもので、利用者（以下に定義します。）が Disney store / shopDisney Gift Card を使用する場合には、本約款が適用されます。</p>	<p>本約款は、株式会社ジェーシービー（以下、「当社」といいます。）が発行する Disney store Gift Card および Disney store プリペイドサービスについて規定するもので、利用者（以下に定義します。）が Disney store Gift Card を使用する場合には、本約款が適用されます。</p>
第1条(定義)	第1条(定義)
<p>1. Disney store / shopDisney プリペイドサービス 利用者がウォルト・ディズニー・ジャパン株式会社（以下、「ディズニー社」といいます。）の運営する日本国内の「Disney store / shopDisney Gift Card」の掲示がある店舗、または「ディズニーストア.jp」から商品購入等を行うにあたり、代金の全部または一部の支払いとして、あらかじめチャージしたバリューを使用した場合、使用されたバリューに相当する金額について決済が完了するサービス、ならびに当該決済サービスに付随して、利用者がバリュー残高・利用履歴の確認をすることができるサービスをいいます。（以下、「本サービス」といいます。）</p>	<p>1. Disney store プリペイドサービス 利用者がウォルト・ディズニー・ジャパン株式会社（以下、「ディズニー社」といいます。）の運営する日本国内の「Disney store Gift Card」の掲示がある店舗、または「ディズニーストア.jp」から商品購入等を行うにあたり、代金の全部または一部の支払いとして、あらかじめチャージしたバリューを使用した場合、使用されたバリューに相当する金額について決済が完了するサービス、ならびに当該決済サービスに付随して、利用者がバリュー残高・利用履歴の確認をすることができるサービスをいいます。（以下、「本サービス」といいます。）</p>
<p>2. バリュー 本約款に基づき当社が発行し、当社が管理する運用サーバ（以下、「運用サーバ」といいます。）内に蓄積され、カード番号毎に管理される金銭的価値を有する電子情報であって、利用者が Disney store / shopDisney Gift Card 取扱店から商品購入等を行なった場合に、その代金の支払いに使用することができるものをいいます。</p>	<p>2. バリュー 本約款に基づき当社が発行し、当社が管理する運用サーバ（以下、「運用サーバ」といいます。）内に蓄積され、カード番号毎に管理される金銭的価値を有する電子情報であって、利用者が Disney store Gift Card 取扱店から商品購入等を行なった場合に、その代金の支払いに使用することができるものをいいます。</p>
<p>3. Disney store / shopDisney Gift Card 利用者が本サービスを利用するために必要となる当社発行のカードをいいます。</p>	<p>3. Disney store Gift Card 利用者が本サービスを利用するために必要となる当社発行のカードをいいます。</p>
<p>4. 利用者 Disney store / shopDisney Gift Card を正当に入手し、これを本約款に従い保有する者をいいます。</p>	<p>4. 利用者 Disney store Gift Card を正当に入手し、これを本約款に従い保有する者をいいます。</p>

<p>5. Disney store / shopDisney Gift Card 取扱店</p> <p>利用者が商品購入等を行った場合の代金の支払いに、本約款に従ってバリューを使用することができる、「Disney store / shopDisney Gift Card」の掲示がある店舗、またはディズニーストア.jp をいいます。</p>	<p>5. Disney store Gift Card 取扱店</p> <p>利用者が商品購入等を行った場合の代金の支払いに、本約款に従ってバリューを使用することができる、「Disney store Gift Card」の掲示がある店舗、またはディズニーストア.jp をいいます。</p>
<p>6. 商品購入等</p> <p>利用者が Disney store / shopDisney Gift Card 取扱店から商品もしくは権利を購入すること、または役務の提供を受けることをいいます。</p>	<p>6. 商品購入等</p> <p>利用者が Disney store Gift Card 取扱店から商品もしくは権利を購入すること、または役務の提供を受けることをいいます。</p>
<p>7. バリューの使用</p> <p>利用者が Disney store / shopDisney Gift Card 取扱店より商品購入等を行った場合に、その代金相当額につき、金銭による弁済に代えて、運用サーバ内の利用者が保有するバリューを用いて弁済することをいいます。</p>	<p>7. バリューの使用</p> <p>利用者が Disney store Gift Card 取扱店より商品購入等を行った場合に、その代金相当額につき、金銭による弁済に代えて、運用サーバ内の利用者が保有するバリューを用いて弁済することをいいます。</p>
<p>9. バリュー残高</p> <p>利用者が Disney store / shopDisney Gift Card 取扱店での代金の支払い等に使用することができるバリューの残高をいいます。</p>	<p>9. バリュー残高</p> <p>利用者が Disney store Gift Card 取扱店での代金の支払い等に使用することができるバリューの残高をいいます。</p>
<p>10. Disney store / shopDisney Gift Card 取扱店端末</p> <p>利用者が Disney store / shopDisney Gift Card 取扱店においてバリューを使用する際に、バリューの電子情報を処理する機器であって、Disney store / shopDisney Gift Card 取扱店に設置される機器をいいます。</p>	<p>10. Disney store Gift Card 取扱店端末</p> <p>利用者が Disney store Gift Card 取扱店においてバリューを使用する際に、バリューの電子情報を処理する機器であって、Disney store Gift Card 取扱店に設置される機器をいいます。</p>
<p>15. 販売店</p> <p>当社との契約に基づき、利用者に Disney store / shopDisney Gift Card を販売する事業者をいいます。</p>	<p>15. 販売店</p> <p>当社との契約に基づき、利用者に Disney store Gift Card を販売する事業者をいいます。</p>
<p>第2条 (Disney store / shopDisney Gift Cardの発行)</p>	<p>第2条 (Disney store Gift Cardの発行)</p>
<p>1. Disney store / shopDisney Gift Cardの購入を希望される方は、当社所定の方法によりDisney store / shopDisney Gift Cardの発行を受けることができます。</p>	<p>1. Disney store Gift Cardの購入を希望される方は、当社所定の方法によりDisney store Gift Cardの発行を受けることができます。</p>
<p>第3条 (Disney store / shopDisney Gift Cardの贈与等)</p>	<p>第3条 (Disney store Gift Cardの贈与等)</p>
<p>1. 利用者は、受贈者が本約款に従うことを条件として、Disney store / shopDisney Gift Cardを第三者に贈与することができます。但し、Disney store / shopDisney Gift CardのPIN番号記載部分のスクラッチ印刷を削るなどし、PIN番号を視認可能な状態にした場合、利用者は、第三者に贈与することができません。</p>	<p>1. 利用者は、受贈者が本約款に従うことを条件として、Disney store Gift Cardを第三者に贈与することができます。但し、Disney store Gift CardのPIN番号記載部分のスクラッチ印刷を削るなどし、PIN番号を視認可能な状態にした場合、利用者は、第三者に贈与することができません。</p>

<p>2. 前項但し書きの行為が行われたDisney store / shopDisney Gift Cardおよびカード番号等は、利用者本人に限り使用することができるものとします。</p>	<p>2. 前項但し書きの行為が行われた Disney store Gift Card およびカード番号等は、利用者本人に限り使用することができるものとします。</p>
<p>3. 利用者は、本条第1項本文に定める場合を除いては、いかなる場合であっても、Disney store / shopDisney Gift Card、バリューおよびカード番号等を第三者に譲渡(交換・転売を含む。)、もしくは貸与すること、第三者から譲り受けること、また、質入れ等の担保に供すること(以下、総称して「譲渡等」といいます。)はできません。なお、利用者がDisney store / shopDisney Gift Card取扱店においてバリューを使用した場合も同様に譲渡等できません。</p>	<p>3. 利用者は、本条第1項本文に定める場合を除いては、いかなる場合であっても、Disney store Gift Card、バリューおよびカード番号等を第三者に譲渡(交換・転売を含む。)、もしくは貸与すること、第三者から譲り受けること、また、質入れ等の担保に供すること(以下、総称して「譲渡等」といいます。)はできません。なお、利用者が Disney store Gift Card 取扱店においてバリューを使用した場合も同様に譲渡等できません。</p>
<p>4. 利用者は、本条第1項に基づきDisney store / shopDisney Gift Cardを第三者に贈与する場合、第8条に定めるバリュー残高の有効期限を適切に告知するものとします。</p>	<p>4. 利用者は、本条第1項に基づき Disney store Gift Card を第三者に贈与する場合、第8条に定めるバリュー残高の有効期限を適切に告知するものとします。</p>
<p>第4条(カードおよびカード番号等の管理等)</p>	<p>第4条(カードおよびカード番号等の管理等)</p>
<p>1. 利用者は、Disney store / shopDisney Gift Card、カード番号等を善良なる管理者の注意義務をもって管理しなければなりません。また、利用者が第三者に前条に基づき Disney store / shopDisney Gift Card を贈与する場合を除き、利用者は第三者に対してカード番号等を開示してはなりません。</p>	<p>1. 利用者は、Disney store Gift Card、カード番号等を善良なる管理者の注意義務をもって管理しなければなりません。また、利用者が第三者に前条に基づき Disney store Gift Card を贈与する場合を除き、利用者は第三者に対してカード番号等を開示してはなりません。</p>
<p>2. 本サービスは、Disney store / shopDisney Gift Card を所持する利用者のみ利用することができます。利用者は、本約款の定めに従って第三者に Disney store / shopDisney Gift Card を贈与し、または Disney store / shopDisney Gift Card を紛失し、もしくは盗難されるなどして、Disney store / shopDisney Gift Card を失った場合には、以後、バリューの使用またはバリュー残高・利用履歴の確認を行ってはなりません。</p>	<p>2. 本サービスは、Disney store Gift Card を所持する利用者のみ利用することができます。利用者は、本約款の定めに従って第三者に Disney store Gift Card を贈与し、または Disney store Gift Card を紛失し、もしくは盗難されるなどして、Disney store Gift Card を失った場合には、以後、バリューの使用またはバリュー残高・利用履歴の確認を行ってはなりません。</p>
<p>3. 利用者が以下のいずれかの理由により利用者の意思に反してバリューを使用した場合、またはバリュー残高や利用履歴の確認がなされた場合でも、当社は一切の責任を負いません。</p> <p>(1) Disney store / shopDisney Gift Card を紛失、盗難もしくは、カード番号等の漏洩が発生した場合</p> <p>(2) 第3条第1項但し書きに違反して Disney store / shopDisney Gift Card を第三者に贈与した場合</p> <p>(3) 本条第1項に定める善良なる管理者の注意義務を怠った場合</p> <p>(4) 当社またはディズニー社に責があると認められない場合</p>	<p>3. 利用者が以下のいずれかの理由により利用者の意思に反してバリューを使用した場合、またはバリュー残高や利用履歴の確認がなされた場合でも、当社は一切の責任を負いません。</p> <p>(1) Disney store Gift Card を紛失、盗難もしくは、カード番号等の漏洩が発生した場合</p> <p>(2) 第3条第1項但し書きに違反して Disney store Gift Card を第三者に贈与した場合</p> <p>(3) 本条第1項に定める善良なる管理者の注意義務を怠った場合</p> <p>(4) 当社またはディズニー社に責があると認められない場合</p>

<p>6. 利用者が Disney store / shopDisney Gift Card を 2 枚以上保有している場合、各 Disney store / shopDisney Gift Card のご利用可能残高を 1 枚の Disney store / shopDisney Gift Card に統合することはできません。</p>	<p>6. 利用者が Disney store Gift Card を 2 枚以上保有している場合、各 Disney store Gift Card のご利用可能残高を 1 枚の Disney store Gift Card に統合することはできません。</p>
<p>第5条 (Disney store / shopDisney Gift Card 利用可能店舗)</p>	<p>第5条 (Disney store Gift Card 利用可能店舗)</p>
<p>1. 利用者は、Disney store / shopDisney Gift Card 取扱店で、バリューを使用して商品購入等を行うことができます。</p>	<p>1. 利用者は、Disney store Gift Card 取扱店で、バリューを使用して商品購入等を行うことができます。</p>
<p>2. Disney store / shopDisney Gift Card 取扱店においてバリューで代金を支払うことができる権利、商品および役務は、金券を除く全商品が対象(以下、「対象商品」といいます。)です。ただし、以下の各号に定める商品または役務は、対象商品に含まれないことがあります。</p> <p>①会費 ②修理費 ③予約商品または受注商品の一部 ④公式ライセンス企業直送品</p>	<p>2. Disney store Gift Card 取扱店においてバリューで代金を支払うことができる権利、商品および役務は、金券を除く全商品が対象(以下、「対象商品」といいます。)です。ただし、以下の各号に定める商品または役務は、対象商品に含まれないことがあります。</p> <p>①会費 ②修理費 ③予約商品または受注商品の一部 ④公式ライセンス企業直送品</p>
<p>第6条 (バリューの使用)</p>	<p>第6条 (バリューの使用)</p>
<p>1. 利用者は、Disney store / shopDisney Gift Card 取扱店に Disney store / shopDisney Gift Card を呈示し、利用金額を指定することで商品購入等への支払いに利用することができます。この場合、利用者は、売上票に記載されたバリューの使用額が正しいことを確認するものとします。</p>	<p>1. 利用者は、Disney store Gift Card 取扱店に Disney store Gift Card を呈示し、利用金額を指定することで商品購入等への支払いに利用することができます。この場合、利用者は、売上票に記載されたバリューの使用額が正しいことを確認するものとします。</p>
<p>3. 前項により利用者がバリューを使用した場合、カード番号等および使用するバリューの金額の情報が Disney store / shopDisney Gift Card 取扱店から当社に到達し、当社所定の方法によりバリュー減算がなされた時点で、利用者は使用したバリューの金額に相当する代金を Disney store / shopDisney Gift Card 取扱店に支払ったものとします。</p>	<p>3. 前項により利用者がバリューを使用した場合、カード番号等および使用するバリューの金額の情報が Disney store Gift Card 取扱店から当社に到達し、当社所定の方法によりバリュー減算がなされた時点で、利用者は使用したバリューの金額に相当する代金を Disney store Gift Card 取扱店に支払ったものとします。</p>
<p>4. 利用者は、Disney store / shopDisney Gift Card 取扱店で、1枚の Disney store / shopDisney Gift Card のバリュー残高が権利、商品または役務の代金額に満たない場合等に、当該カードのバリューを使用すると共に、残額を現金または Disney store / shopDisney Gift Card 取扱店の指定する方法により支払い、商品購入等を行うことができます。ただし一回のお支払いで Disney store / shopDisney Gift Card を同時に使用できる枚数には別途定める制限があります。</p>	<p>4. 利用者は、Disney store Gift Card 取扱店で、1枚の Disney store Gift Card のバリュー残高が権利、商品または役務の代金額に満たない場合等に、当該カードのバリューを使用すると共に、残額を現金または Disney store Gift Card 取扱店の指定する方法により支払い、商品購入等を行うことができます。ただし一回のお支払いで Disney store Gift Card を同時に使用できる枚数には別途定める制限があります。</p>

<p>第7条 (Disney store / shopDisney Gift Card取扱店との紛争等・バリューの使用取消し)</p>	<p>第7条 (Disney store Gift Card取扱店との紛争等・バリューの使用取消し)</p>
<p>1. 利用者がバリューの使用により Disney store / shopDisney Gift Card 取扱店から購入した商品もしくは権利、または Disney store / shopDisney Gift Card 取扱店から提供を受けた役務の瑕疵、欠陥、不履行その他利用者として Disney store / shopDisney Gift Card 取扱店との間に生じる取引上の一切の問題については、利用者は当該 Disney store / shopDisney Gift Card 取扱店との間で解決するものとし、当社はその責任を負いません。</p>	<p>1. 利用者がバリューの使用により Disney store Gift Card 取扱店から購入した商品もしくは権利、または Disney store Gift Card 取扱店から提供を受けた役務の瑕疵、欠陥、不履行その他利用者として Disney store Gift Card 取扱店との間に生じる取引上の一切の問題については、利用者は当該 Disney store Gift Card 取扱店との間で解決するものとし、当社はその責任を負いません。</p>
<p>2. 利用者がバリューの使用により代金を支払った後に、利用者と Disney store / shopDisney Gift Card 取扱店との間での取引に合意解約、代金額の訂正等の事由が生じた際、当社は、Disney store / shopDisney Gift Card 取扱店からの所定の手続きによる申請があった場合には、バリューの使用を取り消すこと(バリュー残高をバリューの使用前の金額に戻すこと)、または訂正を行うことがあります。この場合、当社から利用者に対して、取消し・訂正等にかかる連絡は行いません。</p>	<p>2. 利用者がバリューの使用により代金を支払った後に、利用者と Disney store Gift Card 取扱店との間での取引に合意解約、代金額の訂正等の事由が生じた際、当社は、Disney store Gift Card 取扱店からの所定の手続きによる申請があった場合には、バリューの使用を取り消すこと(バリュー残高をバリューの使用前の金額に戻すこと)、または訂正を行うことがあります。この場合、当社から利用者に対して、取消し・訂正等にかかる連絡は行いません。</p>
<p>3. 利用者は Disney store / shopDisney Gift Card を破棄または破損した場合、前項に基づくバリューの使用取消し等を行うことができません。</p>	<p>3. 利用者は Disney store Gift Card を破棄または破損した場合、前項に基づくバリューの使用取消し等を行うことができません。</p>
<p>第8条 (バリュー残高の有効期限・本サービスの利用可能期間)</p>	<p>第8条 (バリュー残高の有効期限・本サービスの利用可能期間)</p>
<p>1. バリュー残高の有効期限は、Disney store / shopDisney Gift Card の発行日(当日を含む)から起算して3年間(1年365日)です。なお、当該有効期限は、利用者が第3条第1項に基づき、Disney store / shopDisney Gift Card を第三者に贈与した場合も同様です。</p>	<p>1. バリュー残高の有効期限は、Disney store Gift Card の発行日(当日を含む)から起算して3年間(1年365日)です。なお、当該有効期限は、利用者が第3条第1項に基づき、Disney store Gift Card を第三者に贈与した場合も同様です。</p>
<p>2. 前項に定める Disney store / shopDisney Gift Card の発行日とは、当社、Disney store / shopDisney Gift Card 取扱店、または販売店が Disney store / shopDisney Gift Card を利用可能にするための所定の操作を行った日をいいます。</p>	<p>2. 前項に定める Disney store Gift Card の発行日とは、当社、Disney store Gift Card 取扱店、または販売店が Disney store Gift Card を利用可能にするための所定の操作を行った日をいいます。</p>

<p style="text-align: center;">第9条(バリュー残高等の確認)</p>	<p style="text-align: center;">第9条(バリュー残高等の確認)</p>
<p>1. バリュー残高は、残高照会サイト、Disney store / shopDisney Gift Card 取扱店またはディズニーストア.jp での使用時に交付される売上票もしくは Disney store / shopDisney Gift Card 取扱店端末の表示等で確認することができます。ただし、一部の Disney store / shopDisney Gift Card 取扱店では、売上票や Disney store / shopDisney Gift Card 端末の表示による確認ができません。</p>	<p>1. バリュー残高は、残高照会サイト、Disney store Gift Card 取扱店またはディズニーストア.jp での使用時に交付される売上票もしくは Disney store Gift Card 取扱店端末の表示等で確認することができます。ただし、一部の Disney store Gift Card 取扱店では、売上票や Disney store Gift Card 端末の表示による確認ができません。</p>
<p style="text-align: center;">第10条(利用者の遵守事項)</p>	<p style="text-align: center;">第10条(利用者の遵守事項)</p>
<p>1. 利用者は、Disney store / shopDisney Gift Card を破損しないように、また、バーコードを汚損したり判読不能にしないように注意するものとします。</p>	<p>1. 利用者は、Disney store Gift Card を破損しないように、また、バーコードを汚損したり判読不能にしないように注意するものとします。</p>
<p>2. 利用者は、以下の各号に掲げる行為をしないこととします。 (1)違法、不正使用または公序良俗に反する目的でバリューを使用すること。 (2)バリューにかかるソフトウェア等のシステム、Disney store / shopDisney Gift Card、バリューについて、破壊、解析もしくは偽造等を行うこと、またはこれらの行為に協力すること。</p>	<p>2. 利用者は、以下の各号に掲げる行為をしないこととします。 (1)違法、不正使用または公序良俗に反する目的でバリューを使用すること。 (2)バリューにかかるソフトウェア等のシステム、Disney store Gift Card、バリューについて、破壊、解析もしくは偽造等を行うこと、またはこれらの行為に協力すること。</p>
<p style="text-align: center;">第11条(払い戻しおよび換金の禁止)</p>	<p style="text-align: center;">第11条(払い戻しおよび換金の禁止)</p>
<p>利用者は、本規約に定めがある場合を除き、Disney store / shopDisney Gift Card の返品その他の方法でバリューの払い戻しを受けることはできません。また、利用者は転売、質権の設定、その他の方法で換金を行うことはできません。ただし、第18条第1項に基づき、当社、ディズニー社または Disney store / shopDisney Gift Card 取扱店が本サービスを全面的に終了する場合は、同条に従うものとします。</p>	<p>利用者は、本規約に定めがある場合を除き、Disney store Gift Card の返品その他の方法でバリューの払い戻しを受けることはできません。また、利用者は転売、質権の設定、その他の方法で換金を行うことはできません。ただし、第18条第1項に基づき、当社、ディズニー社または Disney store Gift Card 取扱店が本サービスを全面的に終了する場合は、同条に従うものとします。</p>
<p style="text-align: center;">第12条(Disney store / shopDisney Gift Cardの再発行)</p>	<p style="text-align: center;">第12条(Disney store Gift Cardの再発行)</p>
<p>1. Disney store / shopDisney Gift Card が破損、もしくは当社が特に再発行を認めたときであって(これらのカードを「破損カード等」といいます。)、破損カード等のカード裏面に記載されているカード番号等が判読可能で当社が適当と認めた場合に限り、当社所定の方法により、Disney store / shopDisney Gift Card を再発行します。この場合、利用者は、事前に破損カード等を、利用者の費用負担で所定の方法により当社に引渡すとともに、当社が公表する手数料(以下、「再発行手数</p>	<p>1. Disney store Gift Card が破損、もしくは当社が特に再発行を認めたときであって(これらのカードを「破損カード等」といいます。)、破損カード等のカード裏面に記載されているカード番号等が判読可能で当社が適当と認めた場合に限り、当社所定の方法により、Disney store Gift Card を再発行します。この場合、利用者は、事前に破損カード等を、利用者の費用負担で所定の方法により当社に引渡すとともに、当社が公表する手数料(以下、「再発行手数料」といいます。)を支</p>

<p>料」といいます。)を支払うものとします。当社は、破損カード等のバリュー残高から再発行手数料を差し引くことにより、利用者から再発行手数料を受領することができます。なお、破損カード等のバリュー残高が再発行手数料に満たない場合、利用者は再発行を受けることができません。</p>	<p>払うものとします。当社は、破損カード等のバリュー残高から再発行手数料を差し引くことにより、利用者から再発行手数料を受領することができます。なお、破損カード等のバリュー残高が再発行手数料に満たない場合、利用者は再発行を受けることができません。</p>
<p>2. 前項に基づき Disney store / shopDisney Gift Card を再発行した場合、再発行した Disney store / shopDisney Gift Card のデザイン等は、破損カード等と異なる場合があります。</p>	<p>2. 前項に基づき Disney store Gift Card を再発行した場合、再発行した Disney store Gift Card のデザイン等は、破損カード等と異なる場合があります。</p>
<p>第15条(利用停止または中止)</p>	<p>第15条(利用停止または中止)</p>
<p>1. 当社、ディズニー社または Disney store / shopDisney Gift Card 取扱店は、以下の各号に掲げる事由があると判断した場合には、利用者に通知することなく、本サービスの全部または一部を停止または中止することがあります。この場合、利用者は、本サービスの機能の全部または一部を利用することができません。</p> <p>(1) Disney store / shopDisney Gift Card、カード番号等またはバリューが偽造され、違法または不正に入手され、もしくは不正利用されたとき、またはそれらのおそれがあるとき。</p> <p>(2) 天災地変、停電、システム障害、通信の障害、Disney store / shopDisney Gift Card 取扱店端末の故障その他やむを得ない事由により本サービスを提供することができない場合。</p> <p>(3) システムの保守・点検等により、本サービスに関するシステムを停止する必要がある場合。</p> <p>(4) 本サービスが犯罪に利用された疑いがある場合。</p> <p>(5) その他やむを得ない事由が生じた場合。</p>	<p>1. 当社、ディズニー社または Disney store Gift Card 取扱店は、以下の各号に掲げる事由があると判断した場合には、利用者に通知することなく、本サービスの全部または一部を停止または中止することがあります。この場合、利用者は、本サービスの機能の全部または一部を利用することができません。</p> <p>(1) Disney store Gift Card、カード番号等またはバリューが偽造され、違法または不正に入手され、もしくは不正利用されたとき、またはそれらのおそれがあるとき。</p> <p>(2) 天災地変、停電、システム障害、通信の障害、Disney store Gift Card 取扱店端末の故障その他やむを得ない事由により本サービスを提供することができない場合。</p> <p>(3) システムの保守・点検等により、本サービスに関するシステムを停止する必要がある場合。</p> <p>(4) 本サービスが犯罪に利用された疑いがある場合。</p> <p>(5) その他やむを得ない事由が生じた場合。</p>
<p>3. 利用者は、Disney store / shopDisney Gift Card が偽造、変造または不正作出されたものであることを知ったときは、カードを使用できません。この場合、利用者は当社および Disney store / shopDisney Gift Card 取扱店に対して、所定の方法によりその旨を直ちに通知するとともに、偽造、変造または不正作出されたカードを提出するものとします。</p>	<p>3. 利用者は、Disney store Gift Card が偽造、変造または不正作出されたものであることを知ったときは、カードを使用できません。この場合、利用者は当社および Disney store Gift Card 取扱店に対して、所定の方法によりその旨を直ちに通知するとともに、偽造、変造または不正作出されたカードを提出するものとします。</p>
<p>4. Disney store / shopDisney Gift Card の購入は、Disney store / shopDisney Gift Card 取扱店または Disney store / shopDisney Gift Card 販売店所定の時間内に限り行うことができます。ただし、停電、機械故障、システム保守点検、偽造その他安全管理上やむを得ない事由により、Disney store / shopDisney Gift Card が購入できないことがあります。</p>	<p>4. Disney store Gift Card の購入は、Disney store Gift Card 取扱店または Disney store Gift Card 販売店所定の時間内に限り行うことができます。ただし、停電、機械故障、システム保守点検、偽造その他安全管理上やむを得ない事由により、Disney store Gift Card が購入できないことがあります。</p>

第16条(利用資格の一時停止および取消し)	第16条(利用資格の一時停止および取消し)
<p>1. 当社、ディズニー社または Disney store / shopDisney Gift Card 取扱店は、利用者が、以下の各号のいずれかに該当すると判断したときは、事前に通知することなく、当該利用者の本サービス利用の一時停止または利用資格の取り消しを行うことがあります。</p> <p>(1) 本約款に違反し、または違反したおそれがある場合。</p> <p>(2) Disney store / shopDisney Gift Card、カード番号等、バリューを違法もしくは不正に入手した場合、または入手するおそれがある場合。</p> <p>(3) Disney store / shopDisney Gift Card を故意に破損させた場合。</p> <p>(4) 本サービスの利用状況に照らし、利用者として不適格である場合。</p>	<p>1. 当社、ディズニー社または Disney store Gift Card 取扱店は、利用者が、以下の各号のいずれかに該当すると判断したときは、事前に通知することなく、当該利用者の本サービス利用の一時停止または利用資格の取り消しを行うことがあります。</p> <p>(1) 本約款に違反し、または違反したおそれがある場合。</p> <p>(2) Disney store Gift Card、カード番号等、バリューを違法もしくは不正に入手した場合、または入手するおそれがある場合。</p> <p>(3) Disney store Gift Card を故意に破損させた場合。</p> <p>(4) 本サービスの利用状況に照らし、利用者として不適格である場合。</p>
<p>2. 当社、ディズニー社または Disney store / shopDisney Gift Card 取扱店は、利用者が、以下の各号のいずれかに該当すると判断したときは、事前に通知することなく、本サービスの利用を一時停止することがあります。</p> <p>(1) 当該利用者の保有するバリューが犯罪に使用された場合、または使用されるおそれがある場合。</p> <p>(2) 当該利用者の保有する Disney store / shopDisney Gift Card、カード番号等またはバリューが偽造、もしくは不正利用された場合、または偽造、もしくは不正利用されるおそれがある場合。</p>	<p>2. 当社、ディズニー社または Disney store Gift Card 取扱店は、利用者が、以下の各号のいずれかに該当すると判断したときは、事前に通知することなく、本サービスの利用を一時停止することがあります。</p> <p>(1) 当該利用者の保有するバリューが犯罪に使用された場合、または使用されるおそれがある場合。</p> <p>(2) 当該利用者の保有する Disney store Gift Card、カード番号等またはバリューが偽造、もしくは不正利用された場合、または偽造、もしくは不正利用されるおそれがある場合。</p>
<p>3. 当社、ディズニー社または Disney store / shopDisney Gift Card 取扱店は、利用者が本条第1項および第2項に該当する疑いがある場合には、調査のため、当該利用者の保有する Disney store / shopDisney Gift Card を一時的にお預かりすることがあります。</p>	<p>3. 当社、ディズニー社または Disney store Gift Card 取扱店は、利用者が本条第1項および第2項に該当する疑いがある場合には、調査のため、当該利用者の保有する Disney store Gift Card を一時的にお預かりすることがあります。</p>
第18条(本サービスの終了)	第18条(本サービスの終了)
<p>1. 当社、ディズニー社、Disney store / shopDisney Gift Card 取扱店または Disney store / shopDisney Gift Card 販売店は、天災地変、社会情勢の変化、法令の改廃、その他技術上または営業上の判断等の理由により、本サービスを全面的に終了することがあります。この場合、所定の方法により利用者に周知する措置を講じます。</p>	<p>1. 当社、ディズニー社、Disney store Gift Card 取扱店または Disney store Gift Card 販売店は、天災地変、社会情勢の変化、法令の改廃、その他技術上または営業上の判断等の理由により、本サービスを全面的に終了することがあります。この場合、所定の方法により利用者に周知する措置を講じます。</p>
<p>2. 前項の場合、利用者(なお、Disney store / shopDisney Gift Card を現に保有する者に限ります。)は、所定の方法により、バリュー残高の払戻しを求めることができるものとし、当</p>	<p>2. 前項の場合、利用者(なお、Disney store Gift Card を現に保有する者に限ります。)は、所定の方法により、バリュー残高の払戻しを求めることができるものとし、当社は、残高を確</p>

<p>社は、残高を確認したうえで、利用者が保有する Disney store / shopDisney Gift Card の引渡しを受けることまたは Disney store / shopDisney Gift Card の利用を停止することを条件として、払戻いたします。</p>	<p>認したうえで、利用者が保有する Disney store Gift Card の引渡しを受けることまたは Disney store Gift Card の利用を停止することを条件として、払戻いたします。</p>
<p>4. 当社、ディズニー社または Disney store / shopDisney Gift Card 取扱店が本条に基づいて本サービスの終了をした場合、当社は本条に基づき利用者に対して払戻しの義務を負うほかは、一切の責任を負いません。</p>	<p>4. 当社、ディズニー社または Disney store Gift Card 取扱店が本条に基づいて本サービスの終了をした場合、当社は本条に基づき利用者に対して払戻しの義務を負うほかは、一切の責任を負いません。</p>
<p>第20条(約款の変更)</p>	<p>第20条(約款の変更)</p>
<p>本約款を変更する場合、当社またはディズニー社は、所定のウェブサイトに掲示する等の方法により一定の予告期間をもって変更後の約款を周知することとし、当該予告期間の経過をもって、当該変更後の約款が適用されるものとします。</p>	<p>本約款を変更する場合、当社またはディズニー社は、所定のウェブサイトに掲示する等の方法により一定の予告期間をもって変更後の約款を周知することとし、当該予告期間の経過をもって、当該変更後の約款が適用されるものとします。本約款の最新の内容については、JCB のホームページ内のプリペイドカード「Disney store Gift Card」のご案内にて確認できます。</p>
<p>第23条(発行者、取扱店およびお問い合わせ窓口)</p>	<p>第23条(発行者、取扱店およびお問い合わせ窓口)</p>
<p>(前払式支払手段の発行者) 株式会社ジェーシービー (Disney store / shopDisney Gift Card 取扱店) 日本国内の「Disney store / shopDisney Gift Card」の掲示がある店舗 本サービスに関するご相談は、下記お問い合わせ窓口までご連絡ください。 ウォルト・ディズニー・ジャパン株式会社 ディズニースタアゲストご相談室 0570-01-3932 (9:00-17:00) 土・日・祝・年末年始を除く</p>	<p>(前払式支払手段の発行者) 株式会社ジェーシービー (Disney store Gift Card 取扱店) 日本国内の「Disney store Gift Card」の掲示がある店舗 本サービスに関するご相談は、下記お問い合わせ窓口までご連絡ください。 ウォルト・ディズニー・ジャパン株式会社 ディズニースタアゲストご相談室 0570-01-3932 (9:00-17:00) 土・日・祝・年末年始を除く</p>

■ Disney store eGift Card 特約

改定前	改定後
<p>本特約は、株式会社ジェーシービー（以下、「当社」といいます。）が発行するDisney store / shopDisney eGift Card（以下に定義します。）について規定するもので、利用者がDisney store / shopDisney eGift Cardを使用する場合には、本特約が適用されます。本特約はDisney store / shopDisney Gift Card利用約款（以下、「本約款」といいます。）の規定と一体をなすものとし、本特約に定めのない用語の定義については、本約款の定めに従うものとします。</p>	<p>本特約は、株式会社ジェーシービー（以下、「当社」といいます。）が発行するDisney store eGift Card（以下に定義します。）について規定するもので、利用者がDisney store eGift Cardを使用する場合には、本特約が適用されます。本特約はDisney store Gift Card利用約款（以下、「本約款」といいます。）の規定と一体をなすものとし、本特約に定めのない用語の定義については、本約款の定めに従うものとします。</p>
第1条(定義)	第1条(定義)
<p>1. 「Disney store / shopDisney eGift Card」とは、プラスチック型カードの発行によることなく当社指定の方法によりカード番号等を利用者へ通知する方法によって、プラスチックカードと同様に利用できる前払式支払手段をいいます。なお、特に明示するもののほか、本約款の「Disney store / shopDisney Gift Card」には「Disney store / shopDisney eGift Card」が含まれるものとし、本約款の規定のうち、プラスチック型カードの発行を前提とする規定は Disney store / shopDisney eGift Card には適用されないものとします。</p>	<p>1. 「Disney store eGift Card」とは、プラスチック型カードの発行によることなく当社指定の方法によりカード番号等を利用者へ通知する方法によって、プラスチックカードと同様に利用できる前払式支払手段をいいます。なお、特に明示するもののほか、本約款の「Disney store Gift Card」には「Disney store eGift Card」が含まれるものとし、本約款の規定のうち、プラスチック型カードの発行を前提とする規定はDisney store eGift Cardには適用されないものとします。</p>
<p>2. 「Disney store / shopDisney eGift Card ウェブサイト」とは、Disney store / shopDisney eGift Card のカード番号等をインターネット上で表示する、凸版印刷株式会社（以下「凸版印刷社」といいます）が運営するウェブサイトをいいます。</p>	<p>2. 「Disney store eGift Card ウェブサイト」とは、Disney store eGift Card のカード番号等をインターネット上で表示する、凸版印刷株式会社（以下「凸版印刷社」といいます）が運営するウェブサイトをいいます。</p>
第2条（Disney store / shopDisney eGift Cardの取り扱いなど）	第2条（Disney store eGift Cardの取り扱いなど）
<p>1. 本サービスは、Disney store / shopDisney eGift Card を保有する利用者のみ利用することができます。利用者は、本約款および本特約の定めに従って第三者に Disney store / shopDisney eGift Card を贈与し、または Disney store / shopDisney eGift Card を紛失し、もしくは盗難され、もしくは Disney store / shopDisney eGift Card のカード番号等が漏洩するなどして、Disney store / shopDisney eGift Card を失った場合には、以後、バリューの使用、またはバリュー残高・利用履歴の確認を行ってはなりません。</p>	<p>1. 本サービスは、Disney store eGift Card を保有する利用者のみ利用することができます。利用者は、本約款および本特約の定めに従って第三者に Disney store eGift Card を贈与し、または Disney store eGift Card を紛失し、もしくは盗難され、もしくは Disney store eGift Card のカード番号等が漏洩するなどして、Disney store eGift Card を失った場合には、以後、バリューの使用、またはバリュー残高・利用履歴の確認を行ってはなりません。</p>

<p>2. カード番号等がディズニーストア.jp、残高照会サイトもしくは Disney store / shopDisney eGift Card ウェブサイトにおいて用いられたことにより、バリューの使用、またはバリュー残高もしくは利用履歴の確認が行われた場合には、利用者による行為と推定します。</p>	<p>2. カード番号等がディズニーストア.jp、残高照会サイトもしくは Disney store eGift Card ウェブサイトにおいて用いられたことにより、バリューの使用、またはバリュー残高もしくは利用履歴の確認が行われた場合には、利用者による行為と推定します。</p>
<p>3. 利用者は、ディズニー社所定の方法によって、Disney store / shopDisney Gift Card 取扱店に Disney store / shopDisney eGift Card のバーコード表示を呈示し、利用金額を指定することで商品購入等への支払いに利用することができます。この場合、利用者は、売上票に記載されたバリューの使用額が正しいことを確認するものとします。</p>	<p>3. 利用者は、ディズニー社所定の方法によって、Disney store Gift Card 取扱店に Disney store eGift Card のバーコード表示を呈示し、利用金額を指定することで商品購入等への支払いに利用することができます。この場合、利用者は、売上票に記載されたバリューの使用額が正しいことを確認するものとします。</p>
<p>4. 利用者は Disney store / shopDisney eGift Card を破棄または破損した場合または Disney store / shopDisney eGift Card のカード番号が不明となりもしくは紛失した場合、本約款第7条第2項に基づくバリューの使用取消し等を行うことができません。なお、Disney store / shopDisney eGift Card は再発行できないものとし、紛失、有効期限切れ等については、当社は責任を負わないものとします。</p>	<p>4. 利用者は Disney store eGift Card を破棄または破損した場合または Disney store eGift Card のカード番号が不明となりもしくは紛失した場合、本約款第7条第2項に基づくバリューの使用取消し等を行うことができません。なお、Disney store eGift Card は再発行できないものとし、紛失、有効期限切れ等については、当社は責任を負わないものとします。</p>
<p>5. 本約款第18条第1項の場合、利用者(なお、Disney store / shopDisney eGift Card を現に保有する者に限ります。)は、所定の方法により、バリュー残高の払戻しを求めることができるものとし、当社は、残高を確認したうえで、利用者が保有する Disney store / shopDisney eGift Card の利用を停止することを条件として、払戻しいたします。</p>	<p>5. 本約款第18条第1項の場合、利用者(なお、Disney store eGift Card を現に保有する者に限ります。)は、所定の方法により、バリュー残高の払戻しを求めることができるものとし、当社は、残高を確認したうえで、利用者が保有する Disney store eGift Card の利用を停止することを条件として、払戻しいたします。</p>
<p>第3条 (Disney store / shopDisney eGift Cardの有効期限等)</p>	<p>第3条 (Disney store eGift Cardの有効期限等)</p>
<p>1. バリュー残高の有効期限は、Disney store / shopDisney eGift Card の発行日(当日を含む)から起算して3年間(1年365日)です。なお、当該有効期限は、利用者が本約款第3条第1項に基づき、Disney store / shopDisney eGift Card を第三者に贈与した場合も同様です。なお、Disney store / shopDisney eGift Card の発行日は、ディズニー社が、利用者に対し、Disney store / shopDisney eGift Card ウェブサイトにおいて、これを発行した日をいいます。</p>	<p>1. バリュー残高の有効期限は、Disney store eGift Card の発行日(当日を含む)から起算して3年間(1年365日)です。なお、当該有効期限は、利用者が本約款第3条第1項に基づき、Disney store eGift Card を第三者に贈与した場合も同様です。なお、Disney store eGift Card の発行日は、ディズニー社が、利用者に対し、Disney store eGift Card ウェブサイトにおいて、これを発行した日をいいます。</p>
<p>2. 利用者のバリュー残高の有効期限は、残高照会サイト、Disney store / shopDisney eGift Card ウェブサイトおよびその他別途当社が定める所定の方法で確認することができます。</p>	<p>2. 利用者のバリュー残高の有効期限は、残高照会サイト、Disney store eGift Card ウェブサイトおよびその他別途当社が定める所定の方法で確認することができます。</p>

第4条(本約款の適用および読み替え等)	第4条(本約款の適用および読み替え等)
<p>1. 本特約に定めのない事項は、合理的な限度で、以下のとおり合理的に読み替えたうえで本約款が適用されるものとします。</p> <p>(1) 本約款における「本約款」を「本約款および Disney store / shopDisney eGift Card 特約」と読み替えます。</p> <p>(2) 本約款第3条第1項を「利用者は、受贈者が本約款および Disney store / shopDisney eGift Card 特約に従うことを条件として、Disney store / shopDisney eGift Card ウェブサイトを表示するインターネットアドレスを開示する方法によって、Disney store / shopDisney eGift Card を第三者に贈与することができます。」と読み替えます。</p> <p>(3) 本約款第4条第1項を「利用者は、Disney store / shopDisney Gift Card、カード番号等および Disney store / shopDisney eGift Card ウェブサイトを表示するためのインターネットアドレスを善良なる管理者の注意義務をもって管理しなければなりません。また、利用者が第三者に前条に基づき Disney store / shopDisney Gift Card を贈与する場合を除き、利用者は第三者に対してカード番号等および Disney store / shopDisney eGift Card ウェブサイトを表示するためのインターネットアドレスを開示してはなりません。なお、Disney store / shopDisney eGift Card ウェブサイトを表示するためのインターネットアドレスの閲覧ができない場合に備え、必ず、自己の責任でカード番号等を控えておくものとします。」と読み替えます。</p> <p>(4) 本約款第4条第5項を「利用者は、ディズニーストア.jp でのバリューの使用または残高照会サイトにログインするにあたって、当社所定の上限回数を超えて誤ったPIN番号を入力した場合、以後ディズニーストア.jp でのバリューの使用、残高照会サイトおよび Disney store / shopDisney Gift Card 取扱店での利用ができなくなります。なお、この場合でも、当社所定の方法により、ディズニーストア.jp でのバリューの使用、残高照会サイトおよび Disney store / shopDisney Gift Card 取扱店での利用を再開することができます。」と読み替えます。</p> <p>(5) 本約款第7条第3項を「利用者は Disney store / shopDisney Gift Card を破棄または破損した場合または Disney store / shopDisney eGift Card のカード番号が不明となりもしくは紛失した場合、前項に基づくバリューの使用取消」と読み替えます。</p>	<p>1. 本特約に定めのない事項は、合理的な限度で、以下のとおり合理的に読み替えたうえで本約款が適用されるものとします。</p> <p>(1) 本約款における「本約款」を「本約款および Disney store eGift Card 特約」と読み替えます。</p> <p>(2) 本約款第3条第1項を「利用者は、受贈者が本約款および Disney store eGift Card 特約に従うことを条件として、Disney store eGift Card ウェブサイトを表示するインターネットアドレスを開示する方法によって、Disney store eGift Card を第三者に贈与することができます。」と読み替えます。</p> <p>(3) 本約款第4条第1項を「利用者は、Disney store Gift Card、カード番号等および Disney store eGift Card ウェブサイトを表示するためのインターネットアドレスを善良なる管理者の注意義務をもって管理しなければなりません。また、利用者が第三者に前条に基づき Disney store Gift Card を贈与する場合を除き、利用者は第三者に対してカード番号等および Disney store eGift Card ウェブサイトを表示するためのインターネットアドレスを開示してはなりません。なお、Disney store eGift Card ウェブサイトを表示するためのインターネットアドレスの閲覧ができない場合に備え、必ず、自己の責任でカード番号等を控えておくものとします。」と読み替えます。</p> <p>(4) 本約款第4条第5項を「利用者は、ディズニーストア.jp でのバリューの使用または残高照会サイトにログインするにあたって、当社所定の上限回数を超えて誤ったPIN番号を入力した場合、以後ディズニーストア.jp でのバリューの使用、残高照会サイトおよび Disney store Gift Card 取扱店での利用ができなくなります。なお、この場合でも、当社所定の方法により、ディズニーストア.jp でのバリューの使用、残高照会サイトおよび Disney store Gift Card 取扱店での利用を再開することができます。」と読み替えます。</p> <p>(5) 本約款第7条第3項を「利用者は Disney store Gift Card を破棄または破損した場合または Disney store eGift Card のカード番号が不明となりもしくは紛失した場合、前項に基づくバリューの使用取消し等を行うことができません。」と読み替えます。</p> <p>(6) 本約款第8条第3項を「利用者のバリュー残高の有効期限は、残高照会サイトまたは Disney store eGift Card ウェブサイトで確認することができます。」と読み替えます。</p>

<p>し等を行うことができません。」と読み替えます。</p> <p>(6) 本約款第8条第3項を「利用者のバリュー残高の有効期限は、残高照会サイトまたは Disney store / shopDisney eGift Card ウェブサイトで確認することができます。」と読み替えます。</p> <p>(7) 本約款第9条第1項を「バリュー残高は、残高照会サイト、Disney store / shopDisney eGift Card ウェブサイトおよびその他別途当社が定める所定の方法または Disney store / shopDisney Gift Card 取扱店での使用時に交付される売上票もしくは Disney store / shopDisney Gift Card 取扱店端末の表示等で確認することができます。ただし、一部の Disney store / shopDisney Gift Card 取扱店では、売上票や Disney store / shopDisney Gift Card 取扱店端末の表示による確認ができないことがあります。」と読み替えます。</p> <p>(8) 本約款第10条第2項(2)を「バリューにかかるソフトウェア等のシステム、Disney store / shopDisney Gift Card、バリュー、Disney store / shopDisney eGift Card ウェブサイトについて、破壊、解析もしくは偽造等を行うこと、またはこれらの行為に協力すること。」と読み替えます。</p> <p>(9) 本約款第16条第1項(2)を「Disney store / shopDisney Gift Card、カード番号等、バリューまたは Disney store / shopDisney eGift Card を表示させるためのインターネットアドレスを違法もしくは不正に入手した場合、または入手するおそれがある場合。」と読み替えます。</p> <p>(10) 本約款第18条第2項を「前項の場合、利用者(なお、Disney store / shopDisney eGift Card を現に保有する者に限り)は、所定の方法により、バリュー残高の払戻しを求められるものとし、当社は、残高を確認したうえで、利用者が保有する Disney store / shopDisney eGift Card の利用を停止することを条件として、払戻しいたします。」と読み替えます。</p>	<p>(7) 本約款第9条第1項を「バリュー残高は、残高照会サイト、Disney store eGift Card ウェブサイトおよびその他別途当社が定める所定の方法または Disney store Gift Card 取扱店での使用時に交付される売上票もしくは Disney store Gift Card 取扱店端末の表示等で確認することができます。ただし、一部の Disney store Gift Card 取扱店では、売上票や Disney store Gift Card 取扱店端末の表示による確認ができないことがあります。」と読み替えます。</p> <p>(8) 本約款第10条第2項(2)を「バリューにかかるソフトウェア等のシステム、Disney store Gift Card、バリュー、Disney store eGift Card ウェブサイトについて、破壊、解析もしくは偽造等を行うこと、またはこれらの行為に協力すること。」と読み替えます。</p> <p>(9) 本約款第16条第1項(2)を「Disney store Gift Card、カード番号等、バリューまたは Disney store eGift Card を表示させるためのインターネットアドレスを違法もしくは不正に入手した場合、または入手するおそれがある場合。」と読み替えます。</p> <p>(10) 本約款第18条第2項を「前項の場合、利用者(なお、Disney store eGift Card を現に保有する者に限り)は、所定の方法により、バリュー残高の払戻しを求められるものとし、当社は、残高を確認したうえで、利用者が保有する Disney store eGift Card の利用を停止することを条件として、払戻しいたします。」と読み替えます。</p>
--	--

以上